

**合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律  
(クリーンウッド法)について**

**林野庁木材利用課  
平成30年1月**

# クリーンウッド法制定の経緯

## OH17(2005) グレンイーグルス・サミット(英国)

日本政府の気候変動イニシアティブにおいて、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、「グリーン購入法」を用い、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を導入することを宣言。

## OH18(2006) 木材・木材製品の 合法性証明のためのガイドライン (世界に先駆けて実施)

- ・対象を民間にも拡大
- ・供給側のみならず需要側も対象に

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)

## ○欧米における法律の制定

(米)レイシー法(2008)

(欧)EU木材規則(2013)英、独、仏、伊など

(豪)違法伐採禁止法(2014)

EUは日本に対し、違法伐採対策の法制化を働きかけ

## OH28(2016) 伊勢志摩サミット

日本における違法伐採対策の強化を発信

# 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）

## 定義

- 木材等：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条1項]
- 合法伐採木材等：我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条2項]

## 国

◎流通及び利用の促進に関する基本方針の策定[3条]

## 主務大臣

- 木材関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める[6条]。
- 上記事項を勘案して、指導及び助言を行う[7条]。
- 木材関連事業者に対する報告徴収及び立入検査を行う[33条]。

◎国の責務[4条]

- 必要な資金の確保
- 情報の収集及び提供
- 登録制度の周知
- 事業者及び国民の理解を深める措置等

◎適切な連携[31条]

◎国際協力の推進[32条]

## 事業者

◎事業者の責務→木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない[5条]。

## 木材関連事業者

…木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者[2条3項]

## 登録木材関連事業者

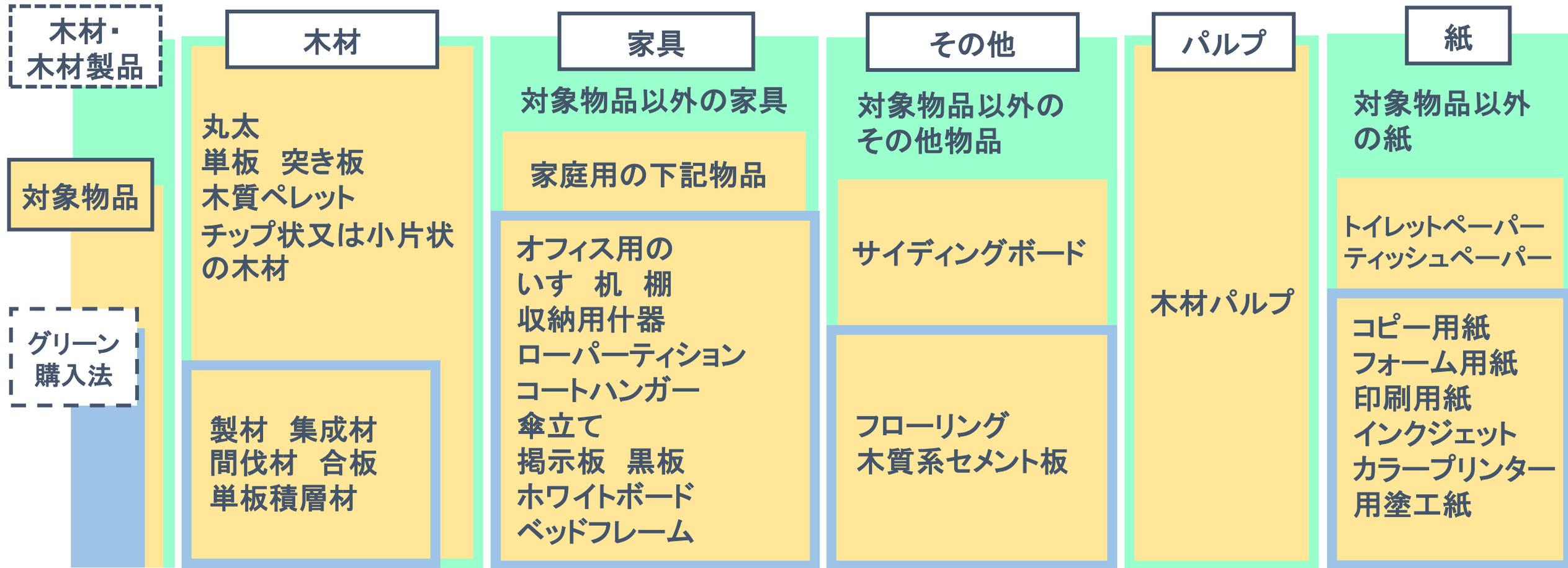
- 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は、登録により「登録木材関連事業者」という名称を用いることができる[8条、13条1項]。  
※登録を受けた者以外が当該名称又はこれと紛らわしい名称を用いた場合は罰則あり[13条2項、37条]。

申請

登録

登録実施機関[5章]

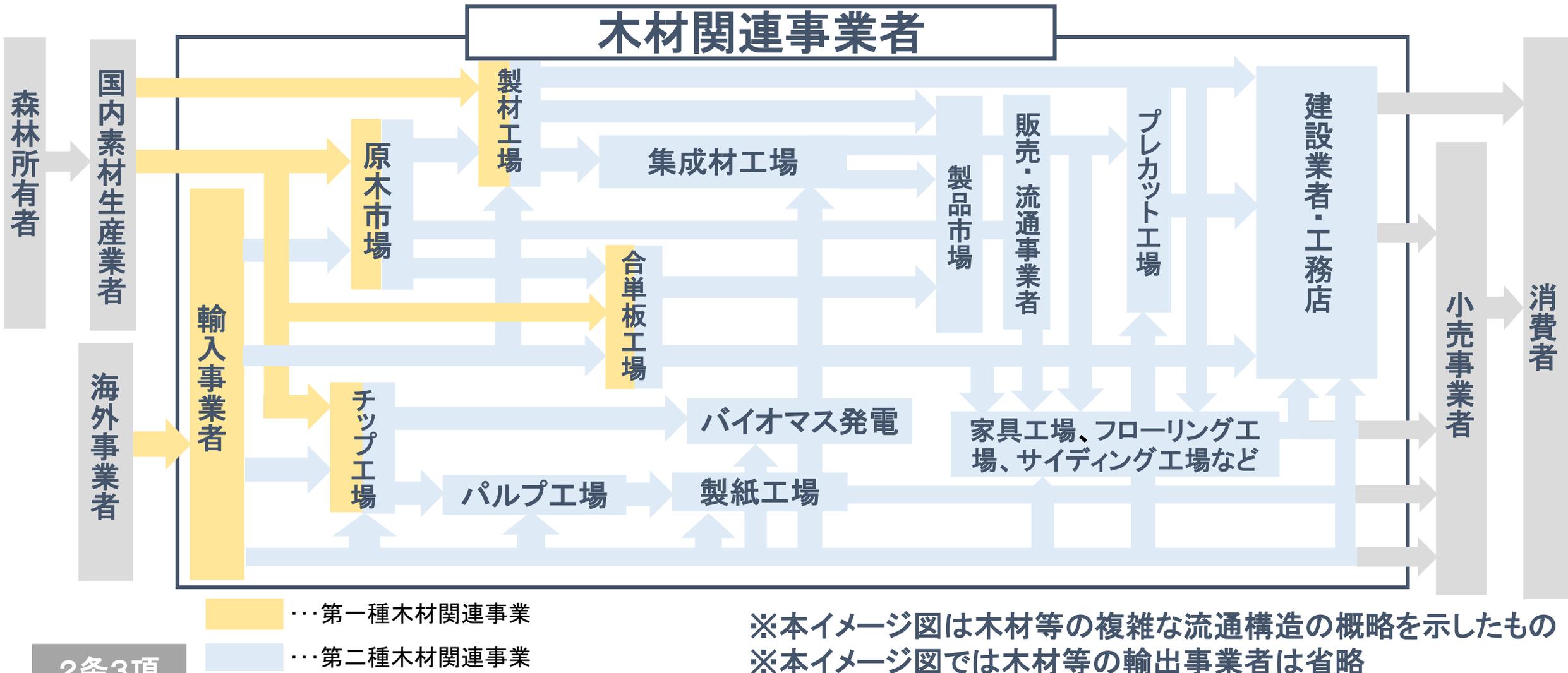
# 対象物品【2条1項関係】



## 2条1項

この法律において「木材等」とは、木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。

# 木材関連事業者の範囲【2条3項関係】



## 2条3項

この法律において「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であつて主務省令で定めるものを行う者をいう。

# 合法性確認の方法(川上・第一種木材関連事業)【6条1項関係】

合法伐採木材等の確認等(DD(デューデリジェンス))の実施

## 確認【1号】

購入先等から

- ①品目
- ②樹種
- ③伐採国又は地域
- ④重量、体積又は数量
- ⑤購入先の名称所在地
- ⑥伐採の合法証明書を収集

- ①国が提供する情報(4条2項)
- ②購入先との過去の取引実績等を踏まえ合法性を確認

確認

合法性確認した木材等

## 追加的措置【2号】

購入先等その他関係者からの追加情報の収集や流通経路の把握等により合法性を確認

(取り扱いの回避)

追加的措置により確認

未確認

リスク残

合法性確認に至らなかった木材等

### 6条1項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項
- 二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

# 合法性確認の方法(川下・第二種木材関連事業)【6条1項関係】

## 確認【1号】

購入先が発行する書類(6条1項3号)その他これに類する書類の内容を確認

未確認

追加的措置  
【2号】なし

合法性確認に至らなかった木材等

確認

合法性確認した木材等

## 6条1項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項
- 二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

# 登録実施機関一覧(平成29年10月17日登録)

登録番号	登録実施機関の名称	登録実施事務を行う事務所の所在地	登録実施事務の対象事業	
1	公益財団法人 日本合板検査会	①本部(東京都港区) ②北海道検査所(北海道札幌市) ③東北検査所(岩手県盛岡市) ④東京検査所(埼玉県草加市) ⑤名古屋検査所(愛知県名古屋市) ⑥大阪検査所(大阪府大阪市) ⑦中国検査所(島根県松江市) ⑧九州検査所(福岡県北九州市)	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業
2	公益財団法人 日本住宅・木材技術センター	東京都江東区新砂3-4-2	第二種	(1)木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業((2)に掲げる事業と密接に関わる事業に限る。) (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
3	一般財団法人 日本ガス機器検査協会	東京都港区赤坂1-4-10	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業
4	一般社団法人 日本森林技術協会	東京都千代田区六番町7	第一種 第二種	(1)木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業(当該事業において取り扱う主たる木材が国産材であるものに限る。) (2)木質バイオマスを用いた発電事業(当該事業において取り扱う主たる木材が国産材であるものに限る。)
5	一般財団法人 建材試験センター	東京都中央区日本橋堀留町2-8-4	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業

# 登録木材関連事業者一覧(平成30年1月11日時点)

事業者名	種別	事業区分	取り扱う木材等の種類	登録実施機関名
住友林業株式会社 (木材建材事業本部)	第1種	輸入業	丸太、合板、製材品	日本ガス機器検査協会
三基型枠工業株式会社	第2種	木材等の販売	合板	日本ガス機器検査協会
シーシー・ジー株式会社	第2種	合板の二次加工・販売	合板	日本合板検査会
マツシマ林工株式会社	第2種	木材プレカット加工業	角材、合板、集成材	日本森林技術協会
ニチハ株式会社	第2種	木質繊維強化セメント板並びにその他窯業製品の製造及び販売他	チップ	日本森林技術協会
株式会社 GANZ PLUS	第1種 第2種	ひき板、フローリングの輸入・販売	ひき板、フローリング	日本合板検査会

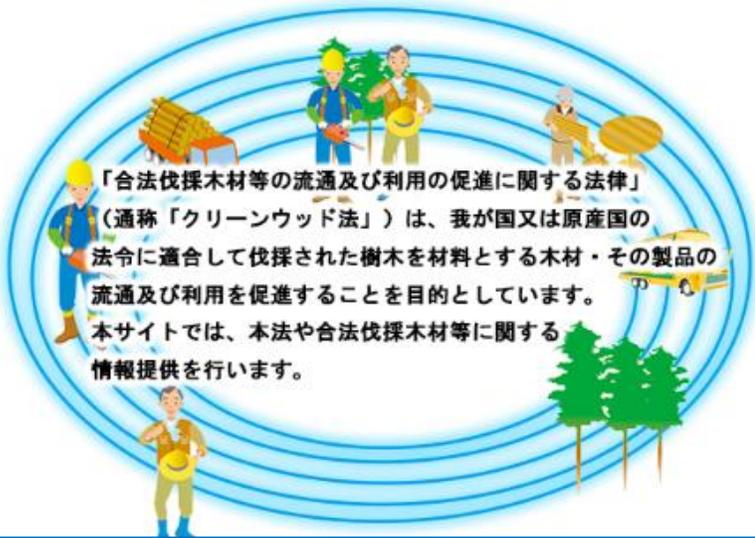
# 情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」

□ 林野庁ホームページ内に公開 <http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>



## 注目情報

- ・ [登録実施機関の一覧公表（随時更新いたします）](#)



## クリーンウッド・ナビ

- ・ 本サイトの目的等
- ・ クリーンウッド法の概要
- ・ 国別情報
- ・ その他の情報
- ・ 登録実施機関
- ・ English Page(Under Construction)



## 4. 参考資料

### (1)クリーンウッド法関連

- ① [合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引\(PDF:274KB\)](#)   
木材関連事業者が合法性の確認等の取組を行うに当たって、参考となるよう本法の内容等を主務省が取りまとめた手引。
- ② [合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ&A\(PDF:187KB\)](#)   
木材関連事業者が合法性の確認等の取組を行うに当たって、参考となるよう主務省が取りまとめたQ&A。
- ③ [「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法木材の普及に向けた家具に関するガイドライン\(PDF:299KB\) \[外部リンク\]](#)   
家具関連事業者が合法性の確認等の取組を行うに当たって、参考となるよう取りまとめたガイドライン。平成29年（2017年）5月に、経済産業省が公表しています。

# これまでの取組との違い

	根拠	目的	取組主体	取組内容
合法証明ガイドラインに基づく取組	林野庁作成のガイドライン	政府調達に合法木材を供給  民間需要を含まない	政府調達に関わる事業者＝主に「認定事業者」  素材供給から小売までを含む	森林認証機関や業界団体等により認められた事業者が合法性証明を連鎖
クリーンウッド法に基づく取組	クリーンウッド法（国会で成立）  主務省は3省（新たな分野を含めた）	合法伐採木材等の利用拡大  民間需要を含む	「木材等」を取り扱うほぼ全ての木材関連事業者  素材生産者、小売が含まれない	木材関連事業者が自主的に「木材等」の合法性の確認を実施  信頼性の高い合法性確認のみが連鎖する訳ではない  登録を通じた取組の信頼性向上が必要
登録木材関連事業者				

# 今後の方針

- ① 木材関連事業者が効率的に合法性の確認を行えるように、クリーンウッド・ナビの情報の充実を図る
- ② 合法性の確認を適切かつ確実に実施する木材関連事業者を増やすため、木材関連事業者の登録を促進する
- ③ 合法伐採木材等を利用することの意義を周知するとともに、事業者や消費者に対して、合法伐採木材等の利用を促進する



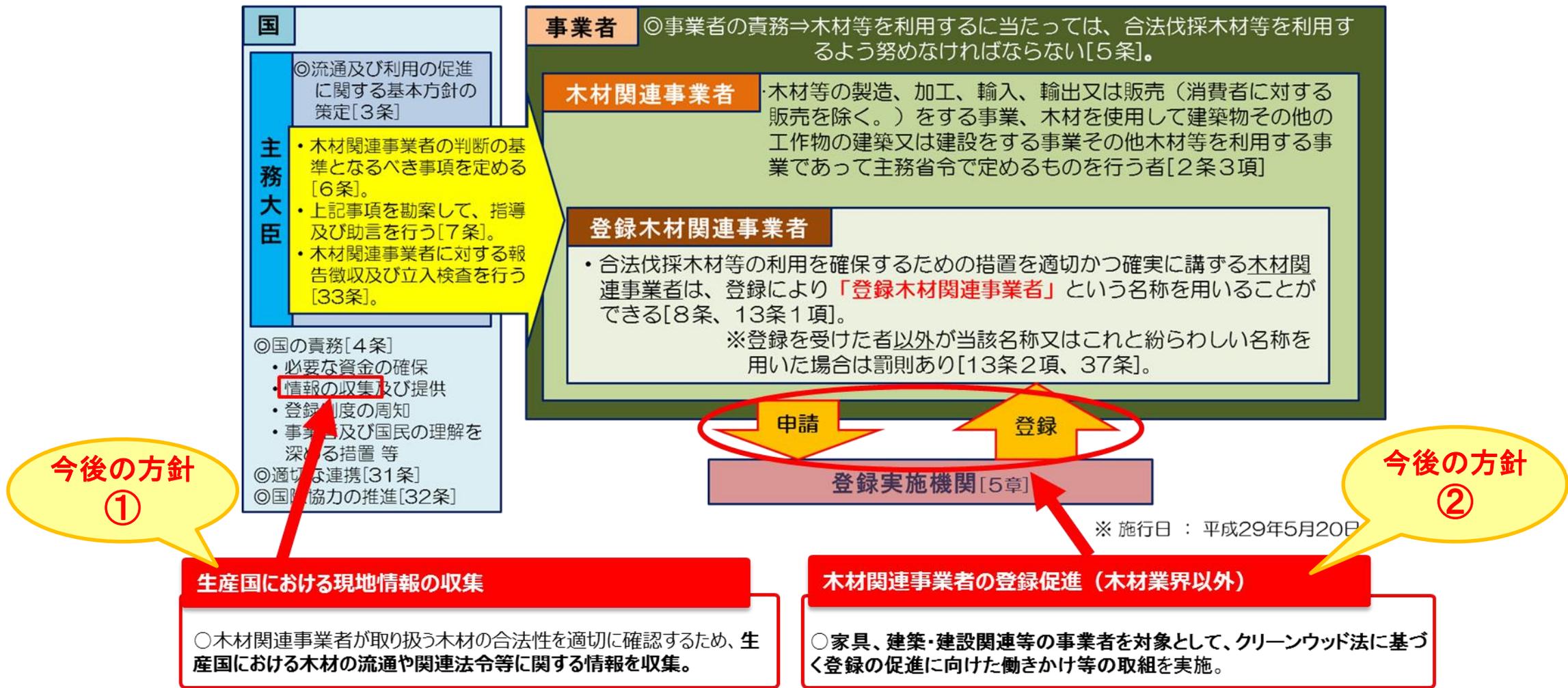
合法伐採木材の流通と利用の促進を図る

# 「グリーンウッド」利用推進事業

平成29年度補正予算額  
150百万円（委託）

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（グリーンウッド法）が施行され、平成29年11月から木材関連事業者の登録が開始されたことから、現地情報の収集により、国が提供する情報の充実を図るとともに、木材関連事業者の登録促進を緊急に実施。

## ●「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」のスキームと平成29年度補正予算における実施事項



「クリーンウッド法」の施行を受け、①木材関連事業者登録の推進への支援、②協議会による普及啓発活動への支援、③違法伐採関連情報の提供を実施。

## 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (平成29年5月20日施行)

- 国の責務【第4条】
  - ・必要な資金の確保
  - ・国内外における木材の生産・流通の実態、木材流通に関する法令についての情報の収集・提供
  - ・登録に係る制度の周知
  - ・登録木材関連事業者による優良な取組の公表、教育活動・広報活動等を通じた事業者・国民の理解の深化
- 事業者の責務【第5条】
  - ・木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。
- 木材関連事業者の登録【第8条】
  - ・木材関連事業者であってその取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずるものは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の登録を受けた者（「登録実施機関」）が行う登録を受けることができる。

## 事業内容

### 木材関連事業者登録の推進への支援 (36,600千円) (補助率：定額)

- セミナー等の開催による木材関連事業者の登録の推進に向けた取組支援
- 木材関連事業者の登録促進に向けて専門家の派遣による働きかけへの支援



今後の方針 ②

### 協議会による普及啓発活動への支援 (12,000千円) (補助率：定額)

- 「クリーンウッド」の流通・利用の推進に取り組む全国及び都道府県における協議会の活動への支援 (優秀な取組の公表、教育活動・広報活動等を通じた事業者・国民の理解の深化)



今後の方針 ③

### 違法伐採関連情報の提供【委託】 (8,000千円)

- 「クリーンウッド・ナビ」を通じて、国別・地域別の違法伐採関連情報の提供



今後の方針 ①

## 合法伐採木材等の流通・利用の促進

### ③ 合法伐採木材等を利用することの意義を周知するとともに、事業者や消費者に対して、合法伐採木材等の利用を促進する

#### 協議会の設置

- 川上（森林所有者・素材生産事業者等）の団体、木材産業の業界団体、家具・紙等の業界団体、建築・建設の業界団体、登録実施機関（又はその候補）、環境NGO等の幅広い関係者から構成される協議会を設置。
- 全国レベル及び都道府県レベルで、それぞれ合法伐採木材の利用促進に向けた普及啓発等を実施。

